

2. 前項の事業の内、定款第7条第8号に定める事業を実施する場合、地区長は事前に計画書を理事長に提出しなければならない。

(事業年度)

第15条 地区及び支部の事業年度は定款第58条の規定を準用する。

(規程の変更)

第16条 この規定を変更しようとするときは、理事会において出席構成員の3分の2以上の多数による議決を経て、総代会で承認を求める。

(規程外事項)

第17条 この規程に定めのない事項については組合定款、規約を準用する。

(規程の実施)

第18条 この規程は昭和37年7月25日の通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は、昭和39年5月27日通常総会の議決によりこれを実施する。
3. この規程の変更は、昭和50年5月21日第13回通常総代会の議決によりこれを実施する。
4. この規程の変更は、平成9年5月26日第35回通常総代会の議決によりこれを実施する。
5. この規程の変更は、平成12年5月22日第38回通常総代会の議決によりこれを実施する。
6. この規程の変更は、平成14年5月20日第40回通常総代会の議決により、平成15年度より実施する。
7. この規程の変更は、平成15年5月19日第41回通常総(代)会の議決によりこれを実施する。
8. この規程の変更は、平成16年5月18日第42回通常総代会の議決により、平成16年度から実施する。
9. この規程の変更は、平成21年5月17日第47回通常総代会の議決によりこれを実施する。

◎総会又は総代会運営規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第22条及び第

33条の運営につき、第74条に規定するところにより定める。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の総会又は総代会の議事は、定款に規定するもののほかこの規程に定めるところによる。

(司会者)

第3条 司会者は議長を選任が終るまでの、総会又は総代会の運営にあたるものとする。

2. 司会者は理事の内1名がこれにあたるものとする。

(資格審査委員会)

第4条 総会又は総代会を開くに先立って、その出席者の資格を確認するために資格審査委員会(以下審査委員会という)を設ける。

2. 審査委員会は、出席者の内から各支部に各々1名を推薦し、これを出席者に諮り委員として構成し、その委員の互選によって委員長をおく。
3. 審査委員会は直ちに出席者の資格審査を行い、委員長より出席者に報告しなければならない。
4. 審査委員会は総会又は総代会の閉会と同時に解散するものとする。

(成立)

第5条 前条第3項の報告を確認し、総会又は総代会の成立要件が整った時総会又は総代会は成立する。

(議長、副議長)

第6条 総会又は総代会に議長1名、副議長2名以内をおく。

2. 議長、副議長は構成員の中から総会又は総代会に諮って選出する。

(議長、副議長の職務及び権限)

第7条 議長は総会又は総代会の運営と進行に責任を持ち、副議長は議長を補佐し、議長事故ある場合はこれに代わるものとする。

2. 議事運営を故意に妨害する者あるときは、議長は退場を命ずることができる。
3. 議長は議事の記録をとるために、総会又は総代会の承認を得て書記を任命する。
4. 議長は議事日程より順次議事を進めるものとする。但し、定款に規定するところに

より緊急議案又は議事日程変更の動議成立のときはその順序を変更することができる。

(構成員の発言)

第8条 総会又は総代会における発言は、その構成員でなければ行うことができない。

2. 発言を行おうとする者は予め文書をもって通告するか、又は挙手によってその意思を表示し、議長の許可を受けなければならない。

3. 発言にあつては必ず所属支部名及び氏名を告げるものとする。

(構成員の質問又は意見)

第9条 構成員は議長の議事運営に対し、質問又は意見を述べることができる。

2. 議長は前項の質問又は意見に対し、答弁又はこれに応ずる措置を講じなければならない。

(提案者の発言)

第10条 議長は提案の説明をするために提案者の発言を許さなければならない。但し、簡単なことで総会又は総代会の承認を得たときは省略することができる。

(議案の質疑及び討論)

第11条 構成員は議案に対して自由に質疑及び討論を行うことができる。

2. 議長は質疑が終了したと認められたとき、又打ち切りの動議が成立したときは質疑を打ち切り討論に入る。

3. 議長は討論が終了したと認められたとき、又は討論打ち切りの動議が成立したときは討論を打ち切る。

(採決)

第12条 議事の採決は総会又は総代会に諮り、挙手、起立、又は無記名投票のいずれかによって行う。

2. 採決の為の無記名投票を行うときは、議長は総会又は総代会に諮って投票管理委員3名を選任し、投票ならびに開票の管理にあたらせるものとする。

(専門委員会)

第13条 総会又は総代会は特定の議案又は事項について専門委員会を設け、これに審議を付託することができる。

2. 前項の審議を附託せられた専門委員会は、当該委員会における審議の経過と結果を総会又は総代会に報告し、その承認を得なければならない。

(規程の変更)

第14条 この規程の変更は理事会において、出席構成員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(規程の実施)

第15条 この規程は昭和37年7月25日通常総会の議決によりこれを実施する。

2. この規程の変更は平成9年4月28日第1回理事会の議決により一部変更する。

3. この規程の変更は平成14年3月19日第6回理事会の議決により一部変更する。

◎役員選挙選任規程

(規程の準拠)

第1条 この規程は三重県美容業生活衛生同業組合定款(以下定款という)第45条、第48条及び第74条に規定するところによる。

第2条 三重県美容業生活衛生同業組合(以下組合という)の役員選挙選任については、定款に規定するもののほかこの規程に定めるところによる。

(選挙の定義)

第3条 役員を選挙するときは単記無記名投票によって行う。

(選任の定義)

第4条 役員を選任するときは前条の方法によらず、選挙を除く他の方法をもって行う。

(役員選挙選任)

第5条 選挙における投票は単記式無記名投票による。

2. 有効投票の多数を得たる者を当選人とする。得票数が同数であるときはくじで当選人を定める。

(無効投票)

第6条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 1) 所定の用紙を使用しないもの
- 2) 訂正してあるもの
- 3) 判断が困難なもの
- 4) 第5条第2項の定めによらないもの

(理事の役職の互選と承認)